

「志賀原子力発電所自主点検作業の適切性確保に関する 総点検計画書」の原子力安全・保安院への提出について

平成14年9月20日
北陸電力株式会社

本日、当社は、「志賀原子力発電所自主点検作業の適切性確保に関する総点検計画書」を取りまとめ、原子力安全・保安院に提出いたしましたのでお知らせいたします。

これは東京電力の自主点検作業記録に不適切な取扱いがあったことについて、8月30日の原子力安全・保安院からの

- ・原子力施設にかかる自主点検作業が適切に実施されていたか客観的証拠に基づき調査すること
- ・自主点検作業が適切に実施され得る十分な社内体制や不正防止策が確立されているか総点検を実施すること
- ・9月20日までに、これらに関する総点検の実施計画を提出すること

などの指示に基づくものです。（平成14年8月30日発表済）

また、同計画書を石川県、志賀町、富来町に本日あわせて提出しております。

当社といたしましては、同じ原子力に携わる者として今回の問題を真摯に受け止め、適切かつ厳正に調査を実施してまいる所存でございます。

添 付：

志賀原子力発電所自主点検作業の適切性確保に関する総点検計画書の概要

以上

志賀原子力発電所自主点検作業の適切性確保に関する総点検計画書の概要

1. 目的

原子力安全・保安院指示「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検について」(平成14・08・30原院第1号)に基づき、志賀原子力発電所における自主点検作業が適切に実施されていたか、および自主点検作業が適切に実施されるに十分な社内体制や不正防止策が確立されているかを確認する。

2. 自主点検作業の適切性確保に関する調査

(1) 調査範囲

原子炉およびその附属施設の機能に直接影響する設備とし、具体的には、定期検査報告書に記載している原子炉本体、原子炉冷却系統設備、計測制御系統設備、燃料設備、放射線管理設備、廃棄設備、原子炉格納施設、非常用予備発電設備および蒸気タービン設備ならびにそれらの設備に係る主要改造工事および事故・故障等の水平展開に係る点検について調査する。

これらの設備等について営業運転開始まで遡り、その間の最も詳細に行われた至近の点検結果を調査する。

(2) 調査対象記録

当社保有の検査・点検記録(定期検査成績書、使用前検査成績書、自主検査成績書)、工事報告書および工事施工会社保有の工事報告書、工事記録を対象に調査する。

(3) 調査方法

調査対象工事に係る上記の記録類を照合し、矛盾や重要な情報の削除がないこと、および関連法令等に違反していないことを調査する。

3. 社内体制や不正防止策確立に関する総点検

自主点検作業に係る業務内容や社内体制が、社内規則類に確実に規定され実施されているかを確認するとともに、不正防止策の点検を行う。

4. 調査体制

調査は、「自主点検調査委員会」の下で調査チームが行う。

5. 調査工程および結果の報告

平成14年内を目途に中間報告を、平成14年度末を目途に最終報告を、とりまとめ原子力安全・保安院に報告する。

なお、調査の過程において、万が一不正の恐れがある事案を発見した場合には、直ちに原子力安全・保安院に連絡する。

以上